

目次

序章	おはよう!築地場外市場です。	2
第一章	築地場外市場デザイン協議について	4
1.	用語の定義	4
2.	協議対象区域	4
3.	協議対象者	5
4.	協議対象案件	5
5.	協議の流れ	5
第二章	築地場外市場憲章	6
第三章	築地場外市場規定	7
1.	食の最高峰のまちであるために -品質管理と適正価格を維持・徹底します-	7
2.	プロが認めるまちであるために -私たち自身が、食のプロであり続けます-	7
3.	活きなまちであるために -まちをきれいにします-	8
4.	伝統のまちであるために -まちの環境を守ります-	9
5.	人のまちであるために -安心して快適に営業・買物ができるように配慮します-	11
第四章	デザインコード	13
1.	食のまちとしての基本姿勢	13
2.	注意事項	15
第五章	協議の手引き	19
1.	協議フロー	19
2.	申請書	20

序章 おはよう!築地場外市場です。

業務向けの卸売りが活況を呈する朝、築地では威勢のいい「おはよう!」という挨拶が飛び交います。これは「いらっしゃいませ」よりも親しみを込めた、築地らしいお出迎えの方法です。

このガイドラインを手にとられた皆様へ。改めまして、おはよう!築地場外市場です。

急速な国際化や、2018年の中央卸売市場の豊洲移転、2019年頃から世界中に広がったパンデミックなど、築地場外市場を取り巻く環境は、近年大きく様変わりし、街並みにも変化が現れるようになってきました。新しいお店の台頭と共に観光でいらっしゃる方々が大幅に増え、より多様で多くのお客様にお楽しみいただけるようになった反面、かねてからの業務用の交通に影響が出るようになってきました。また、築地が大事にしている商いのモラルについても、その周知がより一層重要となる局面に差し掛かっています。そんな中でも、「食のまち築地」が長きにわたり培ってきた伝統・文化・慣習を、今後も末永く継承・発展させ、食のインフラ機能やまちの個性となる景観を守り・つくっていくために、私たちは築地場外市場デザイン協議会を設立し、デザインガイドラインを策定しました。

築地場外市場には、自分たちのまちの誇りを5つの短文で表現した「憲章」があります。

1. 築地場外市場は食の最高峰のまちである
2. 築地場外市場はプロが認めるまちである
3. 築地場外市場は活きなまちである
4. 築地場外市場は伝統のまちである
5. 築地場外市場は人のまちである

そして、この「憲章」に基づいてつくられたのが、土地や建物の利用およびまち中での日常的な行動に関する「規定」です。このガイドラインでは、私たちの「憲章」と「規定」の中身をご紹介すると共に、手引書としての「デザインコード」によるより詳細な解説も加え、このまちの精神と価値観をお伝えしています。

これから築地場外市場に新規に出店しようと考えている方、自分の建物を改修・新築しようと考えているビルオーナーの方などに、特に読んでいただきたい内容が詰まっています。

「通えば通うほど腕が上がる食市場、築地場外市場」これは築地場外市場がお客様への接客に込める想いです。何度も足を運んでくださるうちに料理の腕が上がっていくように、お客様一人ひとりの状況や好みを把握して、その方に合った商品やサービスを提供することを心がけており、これを市場用語で相対(あいたい)と言います。必ずしも良質な商品=高級品ではなく、それぞれのご予算やシチュエーションに合わせた最良をお届けするのが築地の接客です。

また、築地の人間は、商品やサービスの価格や品質を常に適正に保つことを旨とすると共に、自分たち自身が食のプロでありつづけるための努力を惜しみません。

そして、自分たちのまちである築地場外市場を常に気持ちのいい場所に保ち、お客様に喜んでいただけるよう常日頃より心がけています。

このように築地は、お客様と向き合って、お客様をおもんばかり、その上でお客様にとって最適な商売・場所を提供する、そんな信念を持ったまちです。だからこそ、築地の未来をつくっていく皆様にも、築地のまちと向き合い、このデザインガイドラインを通してこのまちが大切にしていくことを理解し、最良の提案をしていただきたいのです。そうしていただくことで、この先もずっと、思いやりのある、共存する築地場外市場を築いていきたいと考えています。

築地場外市場では、対話によるまちづくりを望み、デザイン協議会を立ち上げました。固定的な基準を設けることでデザインの幅を限定してしまえば、まちの発展はいつか止まってしまうと考えています。皆様の豊かなアイデアをぜひともお聞かせください。まちをより魅力的にする新たな発想や熱い想いを楽しみにお待ちしております。

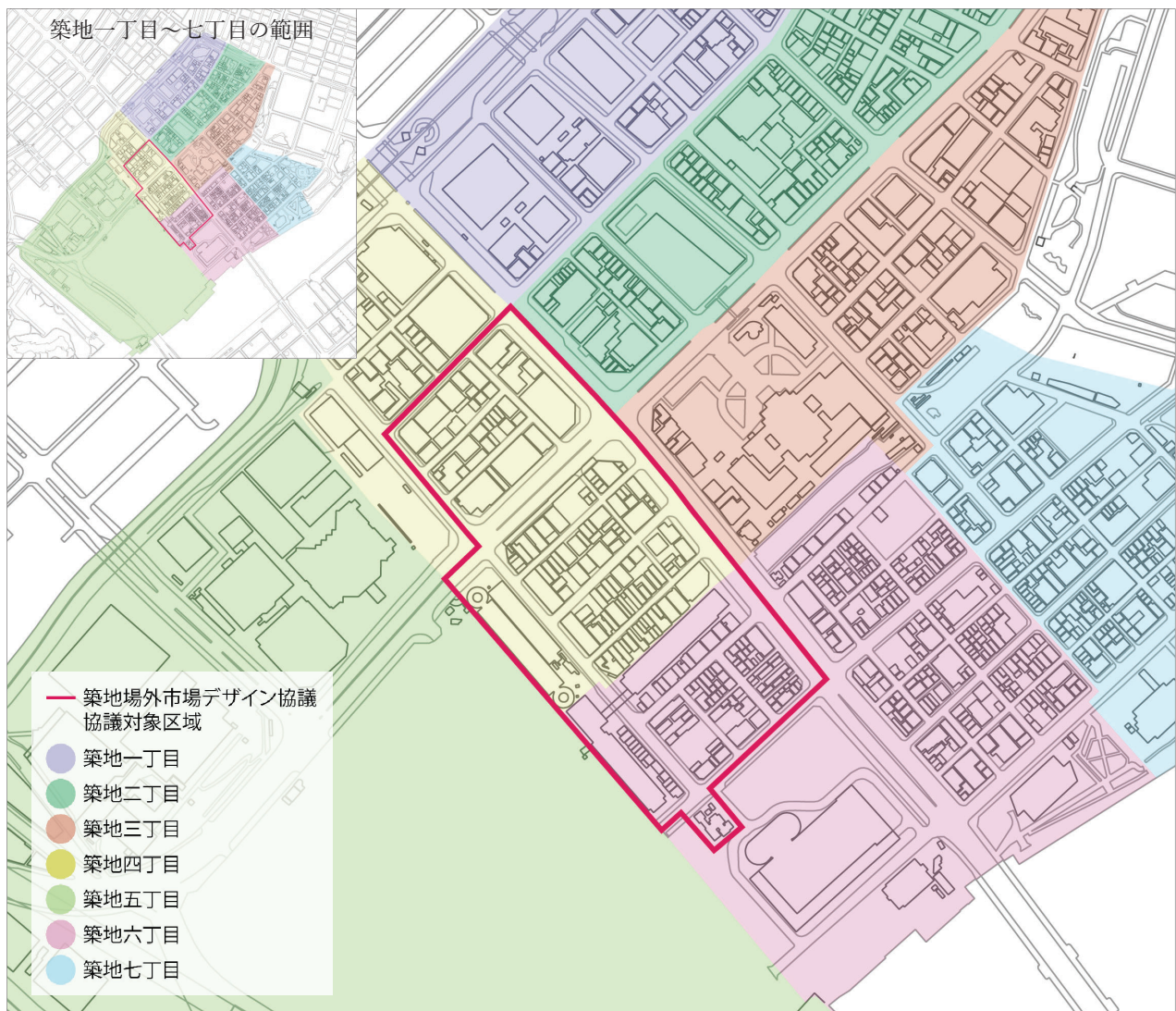
第一章 築地場外市場デザイン協議について

1. 用語の定義

地元	築地場外市場で商売や生活を営んでいる個人や団体
ビルオーナー等	土地や建物等の所有者
テナント等	ビルオーナー等から建物を賃借し、商売や生活を営むもの
所轄行政	中央区・保健所・消防・警察等関係法規における行政機関
場外市場エリア	「協議対象区域」で定められた範囲
築地場外市場デザイン協議会	個別案件の審査機関（以下「デザイン協議会」という）

2. 協議対象区域

協議対象区域は、以下の赤線の範囲とする。



3. 協議対象者

ビルオーナー等、テナント等

4. 協議対象案件

- 建築物の新築、増改築、大規模修繕、解体、用途変更
- 壁面広告や屋上広告等、広告の新規設置、デザイン変更
- 外装の変更等、外観に影響を与える計画
- 新規出店、リニューアル出店、テナント変更、テナント工事

※中央区市街地開発事業指導要綱上規定されていない事業区域面積 100 m²未満の物件等、行政手続きの対象とならない案件についても、協議対象となります。

5. 協議の流れ

事務局にて申請書を受領後、内容を確認し、デザイン協議会にて協議・審査を行います。行政手続き及び着工前までに申請し、承認を取得してください。承認・否認にかかわらず、協議・審査の結果は事務局より申請者にお伝えし、計画によっては内容の見直し・調整をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

第二章 築地場外市場憲章

築地場外市場は、長年にわたり良質な商品やサービスを提供することで、国内における食文化の発展に貢献してきた。これからも築地場外市場が食文化の中心として繁栄していくことを目的にこの憲章を定める。

1. 築地場外市場は食の最高峰のまちである

私たちは、世界に冠たる魚を中心とする食材の集積地、築地にあって、安全安心な商品・サービスを、適切な価格で提供することにより、日本の食文化の牽引者としての責務を果たします。

2. 築地場外市場はプロが認めるまちである

私たちは、料理人をはじめとする食の専門家が認める市場であることを自覚し、食のプロとしての誇りを持って、プロのニーズに応えられるよう、各々の専門分野の知識の収集と創意工夫に日々切磋琢磨し、向上を目指します。

3. 築地場外市場は活きなまちである

私たちは、何よりも鮮度を旨とする生鮮品を扱う市場として、売り手である一人一人が、活きの良い、清潔感のある店づくりをします。

4. 築地場外市場は伝統のまちである

私たちは、江戸商人の伝統を引き継ぐ築地市場独自の歴史をよく理解し、尊重した店作りをすることにより、先人達が築いてきた築地のブランドをより一層、高めていきます。

5. 築地場外市場は人のまちである

私たちは、市場を訪れる全ての人に心をこめて接し、その安全を守り、築地場外市場の共同体として快適な購買環境を整え、信義を大切にする品格あるまちであり続けます。

築地場外市場は5か条を遵守するまちであることをここに誓う。

第三章 築地場外市場規定

築地場外市場憲章に基づき、築地場外市場の規定をここに定める。築地場外市場で商売や生活を営む者は、食のまちである築地の特性を十分に理解・尊重し、自らの行動に反映させることを約束事とする。

1. 食の最高峰のまちであるために –品質管理と適正価格を維持・徹底します–

1) 商品構成・適正価格

- 築地ブランドの価値向上に寄与する専門分野を極めた商品構成を最重要に心がける。
- お客様が納得する適正価格で提供する。

2) 商品管理・品質管理

- 賞味期限等の商品管理を徹底する。
- 商品陳列は、外気の影響等を考慮し、品質を保つための保管・取り扱いに十分注意する。

3) 衛生管理

- 食品衛生法やその他関係法規を遵守した設備を整える。
- 各店舗は、所轄行政の指示・指導に従って衛生管理を徹底する。

4) 提供方法

- 自店舗のみならず、近隣店舗や顧客等に対しても、衛生・安全・廃棄物処理等の面で適正な提供方法とする。
- 客がその場で飲食する場合には、店内（店舗敷地内）または場外市場エリアの指定のスペースで行うよう誘導し、視認性の高い場所にゴミ箱等を設置する。

2. プロが認めるまちであるために –私たち自身が、食のプロであり続けます–

1) 商品知識

- 専門知識の情報収集を怠らず、プロの料理人のお客様からも食材・道具等の使い方を学び、お客様の目的に応じた最適な情報提供ができるように精進する。

2) まちへの興味

- 商品知識はもちろん、場外市場エリアの賑わいを維持・発展させるため、築地の歴史や文化、産地や中央卸売市場の機能等の流通の仕組みなども理解し、まち全体として帰属意識を高め、より良いまちづくりを心がける。

3. 活きなまちであるために ーまちをきれいにしますー

1) 清掃

- 営業店舗施設内の清掃・管理を徹底する。
- 自店舗前の清掃にも努め、毎日掃き掃除を怠らない。
- 自店舗前のみならず、周辺の公道の見回り清掃を義務付ける。
- 来街者のポイ捨て、小便、嘔吐物等に注意を払い、見つけ次第清掃する。

2) ゴミ処理

- 指定のゴミ集積所に決められた時間内に搬出する。
- ゴミ集積所に搬出する際は、安全に配慮し、来街者や近隣店舗が不快にならないように養生して運搬する。
- ゴミの分別は、決められたルールを遵守し、リサイクル等による減量化・資源化に協力する。

3) 環境衛生

- 周囲に不快感を与える臭気や騒音を発生する行為を控え、近隣から苦情が寄せられた場合はすみやかに改善を図る。
- 営業後の商品の保管に際しては、コンテナ等に収納し、害獣防除に努める。
- 排水については、所轄行政の指示のもとグリストラップを設置し、雑排水を直接放流しない。
- 換気扇のフィルターはこまめに洗浄し、排気口も定期的に洗浄する。
- 空調の室内機のフィルターや室外機は定期的に洗浄する。
- 喫煙は指定された場所で行い、来街者が不快になる場所では控える。
- 店内に喫煙所を設置する場合には、喫煙における区の条例等を遵守する。

4. 伝統のまちであるために ーまちの環境を守りますー

1) 出店業種

- 場外市場エリアでは、以下の業種の出店を禁止とする。
 - 遊興施設（パチンコ・スロット等）
 - 性風俗関連営業（キャバレー、アダルトショップ、ラブホテル等）
 - 風紀を乱す恐れのある業種（消費者金融業、暴力団事務所等）
 - 食のまちとの親和性が低いと考えられる業種（ペットショップ等）
 - その他、地元から歓迎をされにくい業種（騒音や振動被害を引き起こしかねないもの、景観を損ねかねないもの、個室ビデオ、インターネット・漫画喫茶店、民泊等）
- 地元は、デザイン協議会と連携し、日頃から新規出店者やビルオーナー等と積極的に情報交換し、上記業種の出店を確認した際は、すみやかに事務局に報告する。
- 新規出店者やビルオーナー等は、事前にデザイン協議会に出店可能業種を確認する。

2) 1階部分の用途

- 建物の1階は極力店舗とし、まちの賑わいが分断されないよう配慮する。
(参考)「築地地区地区計画」(中央区決定)
 - 健全で良好な地域環境を形成するため、建築物等の用途の制限を定める。また、商店街に指定した道路に接する敷地の建築物においては、賑わいのある連続した商業空間を形成するため、建築物の低層階を店舗等の集客を目的とする施設等(以下「商業施設等」という。)に制限する。
 - 建築物の1階で、計画図に示す道路Aに接する部分(主要地方道日比谷豊洲埠頭東雲町線(晴海通り)にあっては当該道路の南側の敷地、主要地方道東京市川線(新大橋通り)にあっては当該道路の東側の敷地に限る。)を主に商業施設等以外の用途に供する建築物は建築してはならない。ただし、土地利用状況等によりやむを得ない建築物についてはこの限りでない。

3) 看板・広告物、軒・日除けテント(オーニングテント)

- 掲出前に事前にデザイン協議会に申請し、承認後に施工する。
- 特に屋上工作物等は、豪雨や強風にも耐え得る造りとし、施工後も経年劣化の検査を定期的実施し、必要に応じて修繕を行う。
- 個店の立て看板・のぼり等の公道での設置を禁止とし、緊急車両の通行や道路標識の視認性を十分に確保する。
- パラソル等の自立式工作物については、敷地内であっても歩行環境等の妨げになる場合、配置の改善を行う。

- デザイン協議会の承認後であっても、過激な表現や電飾看板等、近隣店舗や住民から苦情が寄せられた場合には、すみやかに撤去する。

4) はみだし越境陳列・指定範囲外での調理行為等の禁止

- 所轄行政の道路使用許可なくして、歩車道への什器備品等の設置を禁止とする。
- いかなる理由があっても、指定された範囲をはみだし越境した陳列、所轄行政の許可のない場所での調理行為・座席の設置等を禁止とする。
- 営業時間外は、什器備品等を店内に収納する。
- 日除けテント（オーニングテント）・パラソル等の設置は敷地内とする。なお、敷地内であっても、通行の妨げとなるものや、近隣の看板等の視認性を阻害するものの設置は禁止とする。
- 所轄行政や地域の自主パトロール等で指摘を受けた場合には、すみやかに指導に従う。
- 什器備品等の悪質な設置を行う場合は、所轄行政から指導を受けることがある。

5) 商品の搬出入・違法駐車駐輪

- 商品の搬出入は、近隣店舗や通行の妨げにならないように行う。
- 出入り業者の搬出入時の駐車駐輪についても、店舗が責任を持って管理する。
- 店舗の営業車両は、いかなる理由があっても車道への放置を禁止とする。
- 店舗の営業車両であるターレ・バイク・自転車については、原則敷地内、または場外市場エリアで指定の駐輪場に置き、移動を指示された場合はすみやかに従う。

6) 夜間営業

- 夜間営業店舗は、近隣住民に配慮し、可能な限り騒音・振動・照明を控える。
- 苦情が寄せられた場合にはすみやかに改善する。

7) 露店業者の排除

- 場外市場エリアで、露店業者の営業を許してはならない。
- 空き地や休業日の店前スペースの貸与、転貸も禁止とする。

8) テナント等に賃貸するビルオーナー等の指導責務

- テナント等が迷惑行為や違反行為を働く場合には、そのテナント等に対するビルオーナー等が責任をもってテナント等に改善指示・指導を行う。

5. 人のまちであるために –安心して快適に営業・買物ができるように配慮します–

1) 接客マナー

- 店舗責任者は、日頃から接客のマナーを従業員に教育する。
- 店舗従業員は、いかなる理由があろうと、老若男女・国籍・身体機能等の差別なく、来街者に公平に接し、心を込めて応対する。
- 押し売り等、お客様に不快感を与える行為を禁止とする。
- 食のまちとして、華美な服装や装飾類・強い香水の使用は控える。

2) 客引き・ビラ配り

- 公道での客引き、誤解を招くような内容のビラ配り等の行為を禁止とする。
- 所轄行政や地元から中止を勧告された場合は、すみやかに従う。

3) 来店客の誘導

- 来店客へ適切な駐車・駐輪場所を案内する。
- 団体客等で自店舗や近隣が不快と感じる場合には、団体のリーダーやツアーガイド等に対して、丁寧な案内をし、まちのルールを理解していただく。
- 近隣敷地や公道での立ち小便・嘔吐を未然に防ぐために、トイレ等を誘導する。
- 店前を大きく越境して待機列ができる場合には、整理券や予約システム等を活用し、近隣に迷惑の掛からないように工夫する。

4) 防火・防災・防犯

- 日頃より防火・防災・防犯を心がけ、町会等が主導する防災訓練等に参加する。
- 場外市場エリアで働く全ての人が、災害時に適切な行動をとれるよう心がける。
- 店舗責任者は従業員に対して、災害時には来街者及び店周辺の安全を確保するよう、日頃から指導を行う。
- ビルオーナー等や店舗責任者は、防災設備（消火器、スプリンクラー、自動火災報知設備、AED、避難経路等）を日頃から従業員に意識付けさせ、定期的に防災訓練を行う。また、所轄行政と連携した定期訓練には積極的に参加する。
- 自店舗内、共用部、近隣等に関わらず、機器の不具合を確認した時は、善良なる管理者の注意義務をもってすみやかに改善を図る。
- ビルオーナー等はテナント等に対して、共用部に物品を放置することで避難動線の機能や防災設備の効力を減退させないよう指示する。

- 人気の少ない時間帯における放火等の犯罪を防ぐため、閉店後は什器備品を店外に放置しない。
- 日頃より地域でコミュニケーションをよく取り、有事の際に要援護者のサポートなどの共助を発揮できる関係性を構築する。

5) 保険への加入

- 入居時（工事期間も含む）から店舗総合保険（災害、事故、食中毒等）に必ず加入する。

6) まちづくりへの参加

- NPO 法人築地食のまちづくり協議会や所在地に基づく商業団体、町会に加入するよう努める。
- 場外市場エリアで商業団体や町会等が主催する行事やイベントに積極的に参加し、共にまちを繁栄させていく。
- まちからの配布資料や案内等については、必ず熟読し、理解を深める。
- まちからの要請に際しては、誠意を持って対応する。
- 本デザインガイドラインおよびデザイン協議会の活動は、地元が仲間として協力し合いながらまちをつくっていくための指針・指標と制度であり、ルールに従っていない者を排斥するのではなく、互いの繋がりを深めることを旨とすることを理解し、共助のまちをつくっていく。

第四章 デザインコード

1. 食のまちとしての基本姿勢

1) 衛生管理・快適性の向上

築地場外市場は、日本の食のインフラを守る責務を全うし、安全安心な食の流通を維持・発展させるため、まち全体としての衛生管理や快適性の向上を目指します。各店舗は、自分の商売のみに傾注することなく、まちの一員としての自覚を持ち、まち全体が快適な食の購買環境となることを優先して考え、その根幹となる個々の店内・店頭環境を清潔に保つことを求められています。そして広く地球環境に対する責務を全うし、国際化やデジタル化をはじめとする様々な社会ニーズへ対応するなど、常日頃から広く大きい視野と高い倫理観に基づいた振る舞いを期待されています。

< ポイント >

- 陳列・提供方法等に気を配り、商品の品質管理を徹底する。
- まちのルールに即したゴミ処理、店舗内外の清掃・管理を徹底し、清潔な環境づくりを行う。
- 衛生・空調設備を整え、設備の定期メンテナンスに細心の注意を払う。
- 来街者や近隣店舗が不快となるような行為は控える。
- 食べ歩きによる通り空間の過度な混雑や、迷惑行為の対策・誘導等を積極的に行う。

2) 街並みの連続性と調和

築地場外市場が、今後も「食のまち」として活気に溢れ、買い物がしやすく、歩いていて楽しい、親しみやすいまちであり続けるためには、来街者にとって立ち寄りやすい間口がテンポよく並ぶ通りの連続性を、まち全体で協力し合いながら保っていく必要があります。また、築地場外市場は調和を大事にするまちです。それぞれが独自の個性を出しつつもまち全体として共存共栄する方法を考え、実行していくことが求められます。

< ポイント >

- 個々の建物は、まちの賑わいが分断されないような用途・外観とする。
- 特に1階部分は、店舗等のまちに開かれた用途とする。
- 広告・看板等は、過激な表現を控え、周囲との調和を重んじた内容・デザインとする。
- 極端に明るい照明や点滅する照明は避け、街並みの雰囲気配慮した照明器具を用いる。
- 協議対象案件の施工は、必ずデザイン協議会の承認を得た後に行う。

3) 通り空間の公共性の担保と安全性の確保

築地場外市場では、「自分が良ければ、それでいい」という考え方を是とせず、正義を尊び周りを気遣う気立てのいい商いを行うことが求められます。そのため、通りに関する道路交通法をはじめとした関係法令を遵守することはもちろんのこと、皆のものであるパブリックな通り空間を勝手に占有するような行為は認められません。また、築地の各通りは、食のインフラ機能の根幹を成す重要な業務用の交通網であることに加え、有事の際には人々の避難動線となり、緊急車両が通行することもあるため、常日頃から妨げのない安全な通り空間を整える意識と行動が必要です。

<ポイント>

- 商品の陳列や造作物・看板・什器備品等の設置は、敷地内または規定されたエリア内で行う。
- 近隣に迷惑が掛からないよう、騒音・臭気等に注意し、待機列については整理券を配布するなどして短縮に努める。
- 業務用の車両や緊急車両の通行環境及び道路標識の視認性を確保し、有事の際には避難動線や防災設備がきちんと機能する妨げのない通り空間を維持する。
- 屋外工作物は、関係法令を遵守し、堅牢で管理が行き届いた状態を保つ。
- 日頃より防火・防災・防犯を心がけた環境づくりやその教育・訓練等を積極的に行う。

2. 注意事項

食のまちとしての基本姿勢である「1. 衛生管理・快適性の向上」「2. 街並みの連続性と調和」「3. 通り空間の公共性の担保と安全性の確保」をご理解いただき、それらのポイントを実践される段階において、より具体的なイメージを持っていただけるよう、イラストと共に注意点を下記にまとめました。手引きとしてご活用ください。

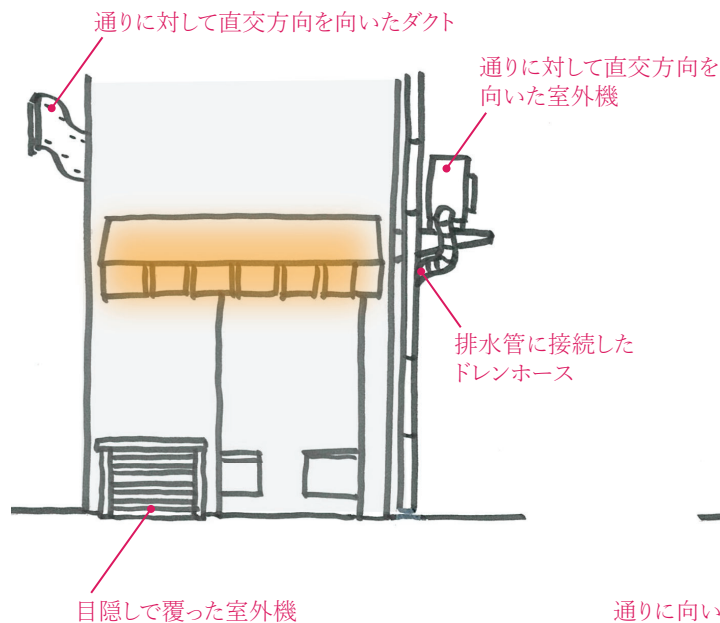
※下記の注意点以外にも、各案件に固有の状況を鑑みた上で、追加で調整をお願いする場合があります。

1) 衛生管理・快適性の向上

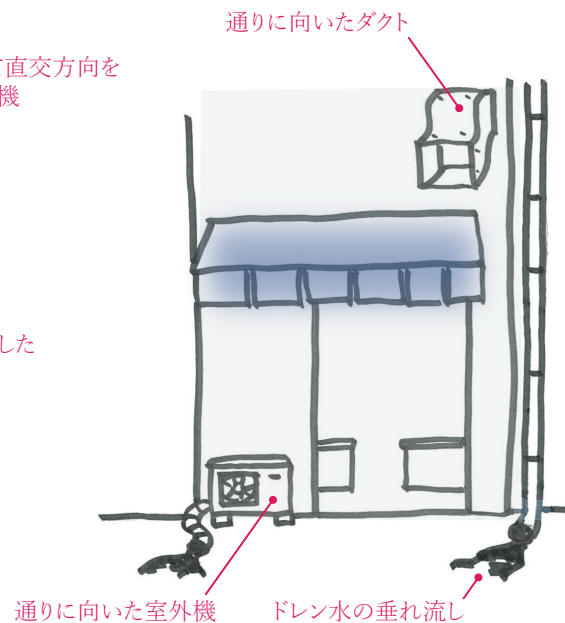
設備機器の設置場所・向き・外観等に注意し、衛生的で誰もが気持ちよく過ごせる環境づくりを行ってください。

- 視認性の高い場所への室外機の設置は極力控え、目隠しで覆うなど外観を美しく見せる工夫をしてください。
- 煙・臭気・温風等が通りに直接流れ出ないように配慮してください。
- ドレン水は衛生的でないため、道路に垂れ流さないようにしてください。

<通りを意識した望ましい排気・排水>



<通りに向いた不適切な排気・排水>

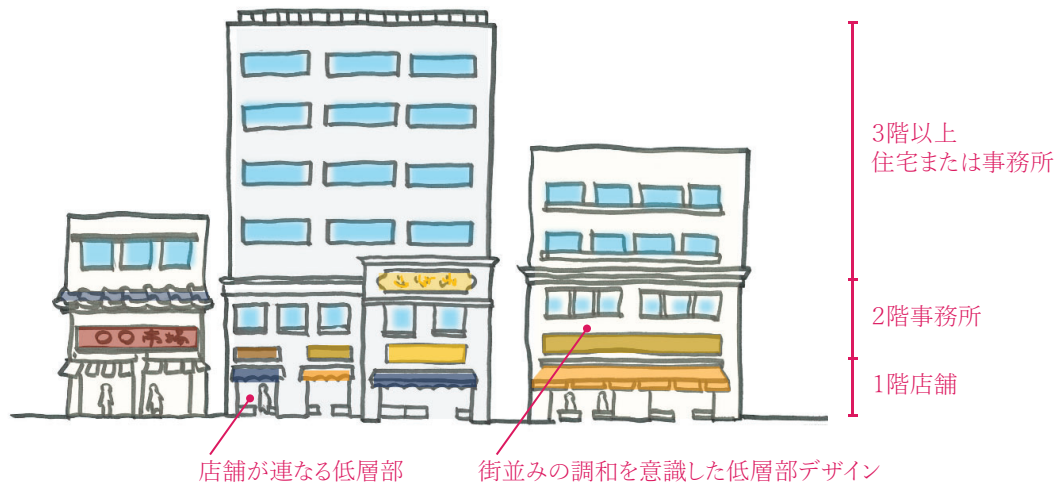


2) 街並みの連続性と調和

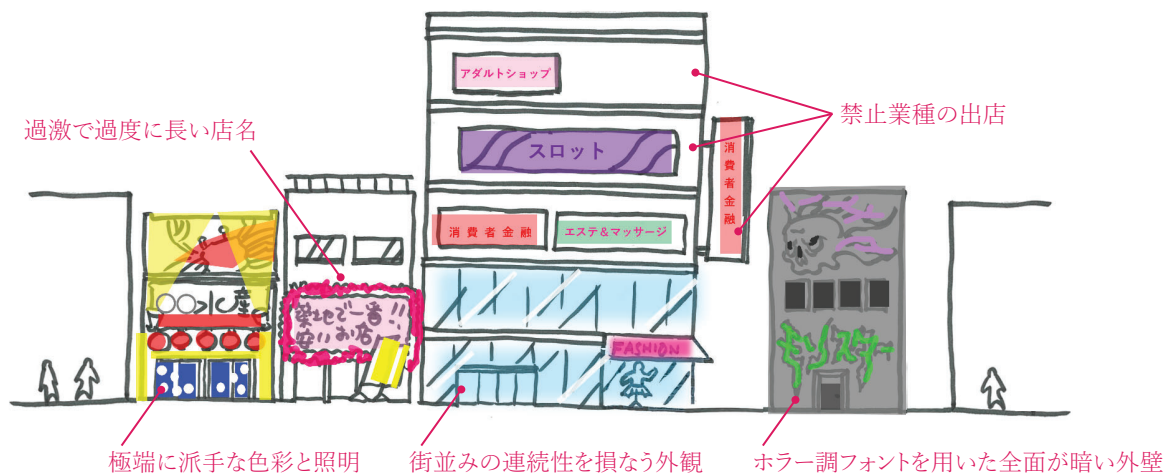
個々の建物の個性を尊重しつつも、調和を意識した街並みの形成を心がけてください。

- 建物の1階部分は極力店舗としてください。
- 禁止されている業種は出店できません。
- 極端に派手な色や光は用いないでください。
- 「築地最安値!」などの過激な表現、過度に長い店名、極端に大きな文字、ホラー調等の不快感を与えるフォント等の掲出は控えてください。
- まちの雰囲気合った素材を採用ください。
- 全面が暗い外壁、どのような商品を販売しているのかが分からない店構えなど、来街者に不安を与えるような外装はおやめください。
- 複合用途の建物も、一つの建築物としての一貫性や街並みの連続性を意識したデザインとしてください。

<建物間の調和を意識した望ましい通り景観>



<悪目立ちする建物デザインによる望ましくない通り景観>



3) 通り空間の公共性の担保と安全性の確保

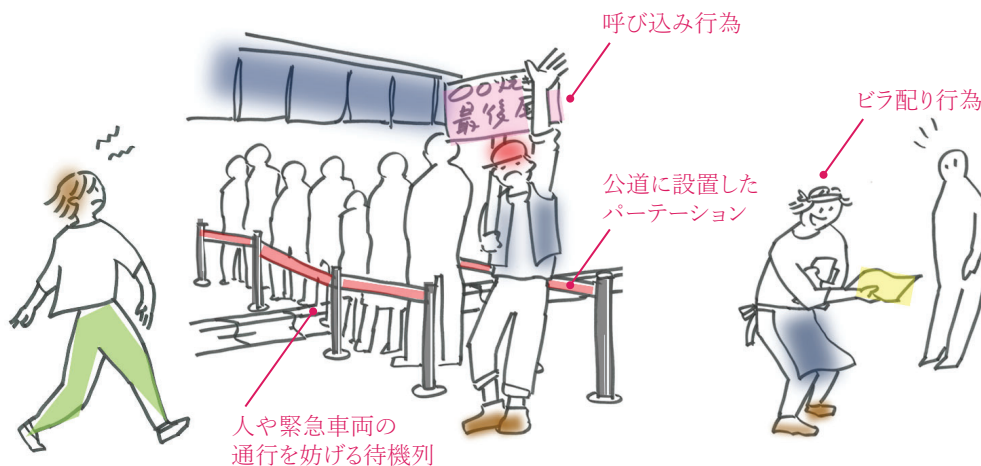
より快適な築地体験をお届けできるよう、まち全体の回遊性を高めるサービスの提供に努めてください。

- 公道での待機列の形成・パーテーションの設置は原則禁止です。
- 一時的に待機列が店外に伸びた場合には、列整理を行うと共に、待機中のお客様の安全確認を行ってください。
- 恒常的に店外に待機列ができる場合には、整理券や予約販売の導入、人員配置・調理オペレーションの見直し等、商品提供方法の改善を行ってください。
- 公道での呼び込み・客引き・ビラ配り等は禁止です。
- 日常的な人や業務車両の通行、有事における避難・緊急車両の通行に妨げのない通路空間を確保してください。

<通りの交通に配慮した営業方法>



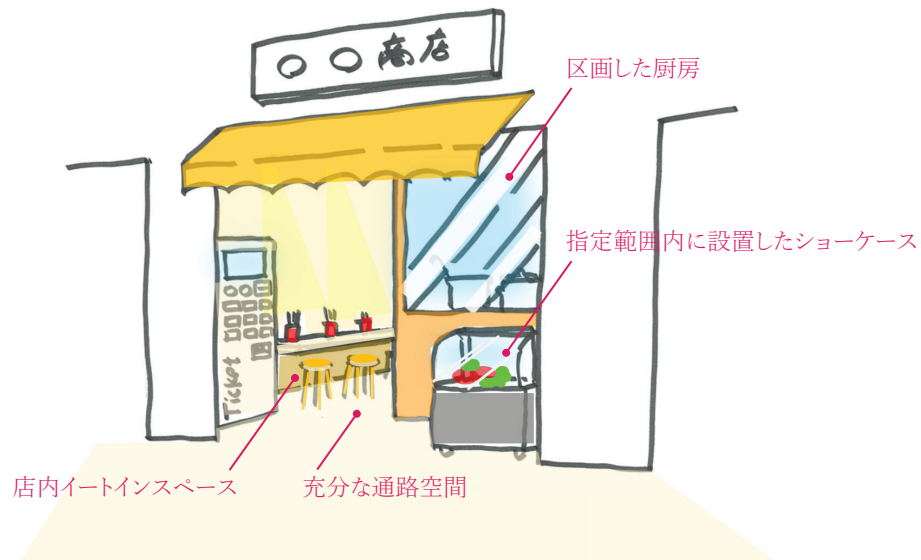
<交通障害を引き起こす営業方法>



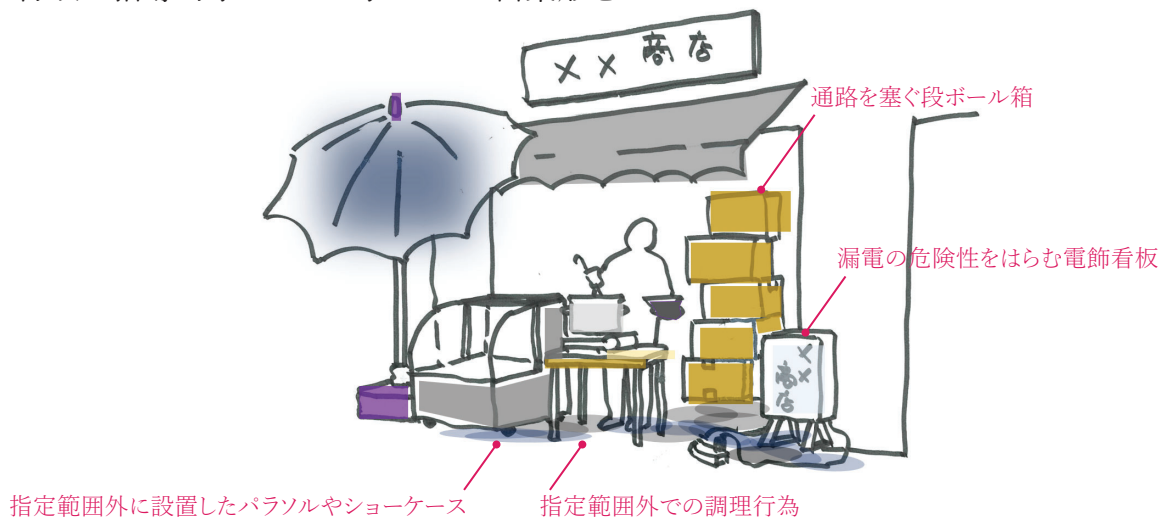
来街者が買い物をしやすい環境づくりや日常の防災対策を心がけ、安全安心なまちづくりを行ってください。

- 衛生管理が行き届き、購買意欲の上がる、整理整頓された店頭環境を整備してください。
- ショーケースはシャッターラインの内側に設置してください。
- 食品の調理・加工は保健所に指定された場所で行ってください。
- 店内にイートインスペースを設けるなど食べ歩きによる過度な混雑を防ぐための工夫を行ってください。
- 電気系統のトラブルによる火災が生じないように、養生や漏電ブレーカーの設置を行ってください。

<保健所等の行政指導に基づいた適切な営業形態>

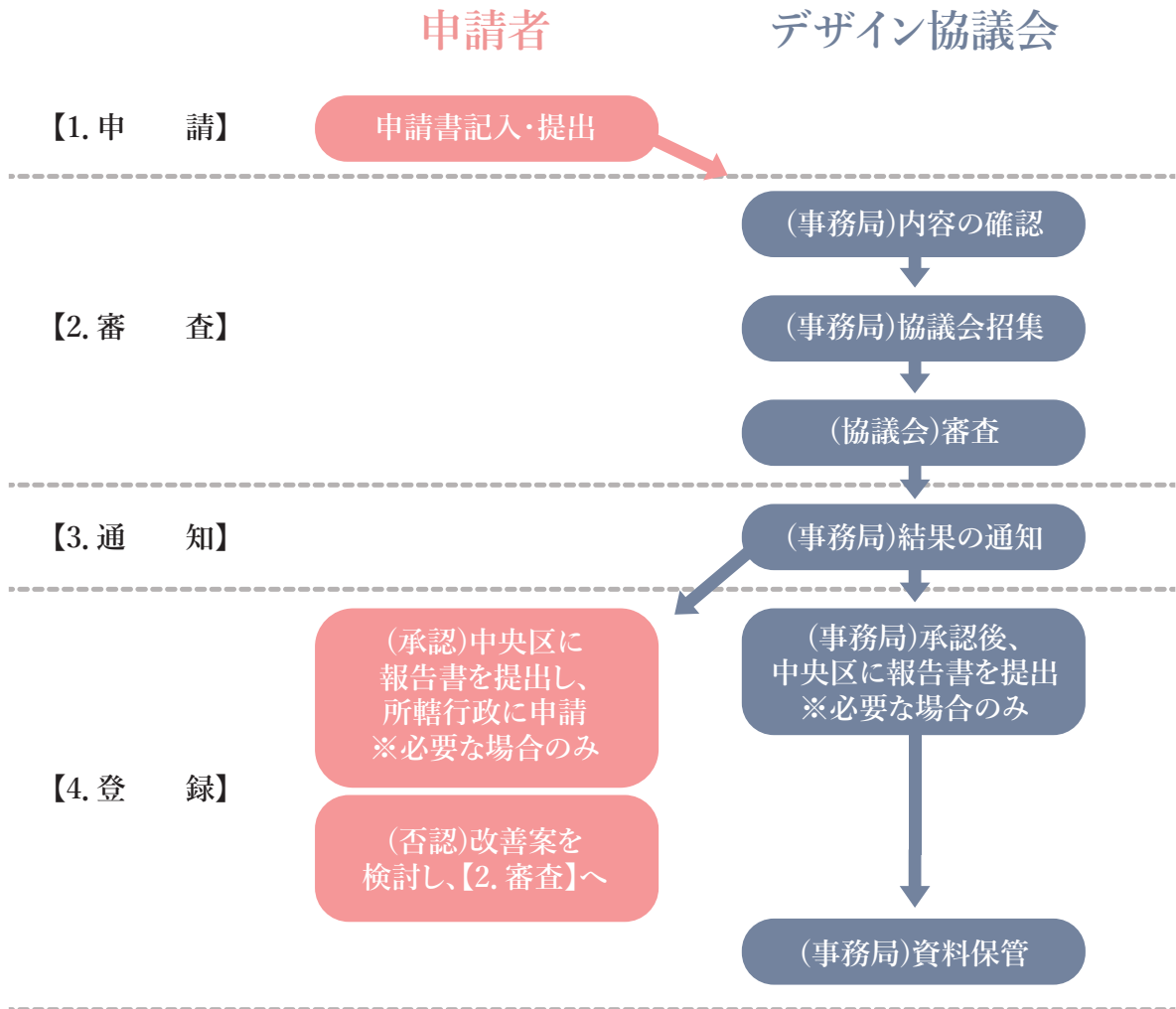


<行政の指導対象になると考えられる営業形態>



第五章 協議の手引き

1. 協議フロー



協議会決議において否認となった場合は、改善点等を事務局が申請者に通達する。

※協議・審査を終えた後、中央区に申請が必要な案件については、デザイン協議会から中央区都市整備部地域整備課に報告、もしくは報告書（中央区の報告書・第3号様式による）を提出します。中央区は、事業者・設計者・施工者からも同様に報告書を提出するよう、要綱上規定しています。中央区では、事業に関わる方からの報告書と協議会からの報告書の2通を見比べ、双方の認識に相違がないかを確認します。

（事業者・設計者・施工者から行う中央区への報告の方法や詳細は中央区にお問い合わせください。）

2. 申請書

申請にあたり、下記のような内容をご記入いただきますので参考としてください。なお、実際の申請は、築地場外市場のホームページよりオンライン上で行ってください。

(問い合わせ先：tsukiji.dk@gmail.com / 080-3450-9811)

築地場外市場デザイン協議会/申請書

以下のフォーマットに必要事項を記入して、事務局宛に提出ください。なお、申請後に事務局より内容についての確認や必要資料の提出についてご連絡をする場合があります。

■まちの価値観への理解（チェックボックスに記入）

<input type="checkbox"/> はい	築地場外市場デザインガイドラインを読み、内容について理解した。
-----------------------------	---------------------------------

■カテゴリーについて（複数回答OK）

建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増改築 <input type="checkbox"/> 大規模修繕 <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 外観変更
広告物	<input type="checkbox"/> 置き型 <input type="checkbox"/> 壁面貼り付け型 <input type="checkbox"/> 建物への袖型 <input type="checkbox"/> 屋上型
店舗	<input type="checkbox"/> 新規出店 <input type="checkbox"/> テナント変更に伴う工事 <input type="checkbox"/> 既存テナントの改修工事
その他	(自由記述：)

■計画概要（該当する項目にご記入ください）

計画名				
用途	<input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 住居 <input type="checkbox"/> その他 ()			
業種				
物件所在地	(住居表示での住所)			
事業面積	敷地面積	m ² /建物面積	m ² /店舗面積	m ²
建物規模	延床面積	m ² /高さ	m/階数	階
看板規模	看板面積	m ² /サイズ (縦	m 横	m 幅 m) / 個数 個
施行関連日	解体日 (年 月 日)、着工日 (年 月 日)、完了もしくは開業日 (年 月 日)			
設計者	会社名			
	住所			
施工者	会社名			
	住所			
担当者 連絡先	名前/なまえ/会社名			
	メールアドレス/電話番号			